相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区船堀六丁目六八〇番地、最後の住所東京都江戸川区西葛西二丁目一三番一六―三〇二号　被相続人　亡　鈴木　泰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

事務所東京都中央区八丁堀三―二六―九ＫＳＫアネックス一一階弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原四丁目六二番地一、最後の住所千葉県流山市野々下四丁目八五二番地の二七　被相続人　亡　溝口　正芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

東京都豊島区東池袋一丁目二五番八号タカセビル本館八階ＴＧＳパートナーズ法律事務所　相続財産管理人弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市たかの台一四二一番地、最後の住所東京都八王子市西寺方町七六番地八王子福祉園　被相続人　亡　星野惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

事務所東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市中通町一三番地五、最後の住所新潟県上越市中通町一四番四一号　被相続人　亡　重野　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

事務所新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号

相続財産管理人　司法書士　武藤　譲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市新町一七七番地一、最後の住所長野県上田市新町一八五番地一　被相続人　亡　山下　竹光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

長野県上田市上田原八〇五番地

相続財産管理人　倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市久能二二七三番地一、最後の住所静岡県袋井市久能二二七三番地の一　被相続人　亡　山浦　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

静岡県袋井市高尾八一五番地の八

相続財産管理人　鈴木　秀典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市周東町下久原一七八三番地、最後の住所京都市伏見区石田桜木一〇番地ヴィラ伏見五〇二号　被相続人　亡　道村　立美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階弁護士法人みやこ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小田　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区西ノ京西中合町六三番地、最後の住所京都市伏見区淀美豆町二六三番の一四　被相続人　亡　棚橋　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町八京都三井ビル八階　佐々木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区南堀江四丁目三〇番、最後の住所大阪府東大阪市高井田西二丁目三番二一号メゾン青葉一〇一号　被相続人　亡　秋久　三徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高石市高師浜一丁目五六七番地、最後の住所大阪府河内長野市小山田町四四八番地の二　被相続人　亡　大林フミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

大阪市中央区瓦町三丁目五番七号野村不動産御堂筋ビル八階

相続財産管理人　弁護士　寺西　慶晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区生野東一丁目一七番地、最後の住所大阪市阿倍野区王子町二丁目一六番九号サンライトあべのＶ一〇五号　被相続人　亡　石上　富造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル三階

相続財産管理人　弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県篠山市小中三〇二番地、最後の住所兵庫県篠山市西町四四番地一　被相続人　亡　波部　勝幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

神戸市中央区中町通二―一―一八日本生命神戸駅前ビル六階

相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市大畑一五三番地、最後の住所兵庫県三田市大畑一五三番地　被相続人　亡　関山　巧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

神戸市中央区東町一一三―一大神ビル二階伊原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊原　由美

第18期決算公告

平成28年3月25日

埼玉県吉川市旭3番地6

株式会社ニッカコーティング

代表取締役社長　廣瀬　清夫

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	450,935
	固定資産	225,385
	合計	676,320
負債及び純資産の部	流動負債	52,277
	固定負債	13,048
	株主資本	610,995
	資本金	210,000
	資本剰余金	64,124
	資本準備金	64,124
	利益剰余金	336,871
	その他利益剰余金	336,871
	（うち当期純利益）	(5,347)
	合計	676,320